

## 仕 様 書

### 1. 件 名

令和8年度 大分公共職業安定所外3安定所及び佐伯労働総合庁舎で使用する電気一式

### 2. 概 要

本仕様書は、大分公共職業安定所外3安定所及び佐伯労働総合庁舎で使用する電気の購入について規定するものである。

### 3. 需要場所

別紙1「需要場所等一覧」のとおり

### 4. 業種及び用途

官公署（事務所）

### 5. 仕様

#### (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式及び蓄熱式負荷設備の有無

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| ① 供給方式       | 交流3相3線式                |
| ② 供給電圧（標準電圧） | 6,000V                 |
| ③ 計量電圧（標準電圧） | 6,000V                 |
| ④ 標準周波数      | 60Hz                   |
| ⑤ 受電施設の総容量   | 別紙1「需要場所等一覧」のとおり。      |
| ⑥ コンデンサの取付容量 | 別紙1「需要場所等一覧」のとおり。      |
| ⑦ 受電方式       | 1回線受電                  |
| ⑧ 蓄熱設備       | 無                      |
| ⑨ 自家発電装置     | 有（佐伯労働総合庁舎及び中津公共職業安定所） |

#### (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ① 契約電力 別紙1「需要場所等一覧」のとおり。

（供給開始後の契約電力は、当該月の最大需要電力とその前1ヶ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者が協議の上、契約電力を決定する。）

- ② 予定使用電力量 451,587kWh/年

施設別月別予定使用電力量は別紙2「施設別月別予定使用電力量一覧表」のとおり。（月別予定使用電力量はあくまでも予定であり、増減がある場合も了承すること。）

- ③ 力率 100%（平均、各月の力率は実測値によるものとする。）

#### (3) 契約期間

自：令和8年4月1日0時00分 至：令和9年3月31日24時00分

#### (4) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は当該年度の基本方針で定める再生可能エネルギー電力比率とする

こと。また、その環境価値について甲に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2025-04/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%2815%20April%202025%29.pdf>

(5) 電力計の検針

- ① 自動検針装置 無
- ② 電力会社の検針方法 目視検針

(6) 需給地点

別紙1「需要場所等一覧」のとおり。

(7) 保安責任分界点

需給地点と同じ。

(8) 財産分界点

別紙1「需要場所等一覧」のとおり。

(9) 計量地点

別紙1「需要場所等一覧」のとおり。

## 6. その他

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - ① 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 kWとし、その端数は、小数点第1位で四捨五入する。
  - ② 使用電力量の単位は、1 kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ③ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
  - ④ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (4) 佐伯労働総合庁舎に定格出力5 kW、中津公共職業安定所に定格出力3.9 kWの太陽光発電設備を有しているが、自家消費のみである。
- (5) その他仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議を行うものとする。
- (6) 契約業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、当方の検査担当職員に半期ごとに書面（様式自由）で提出することとする。

## 需要場所等一覧

大分労働局

	施設名称	需要場所住所	受電施設の総容量(kVA)	コンデンサの取付容量(kvar)	契約電力(kW)	年間予定使用電力量(kWh)	需給地点／財産分界点	計量地点
1	大分公共職業安定所	大分県大分市都町4-1-20	200	50	73	115,685	需給場所構内1号柱上に大分公共職業安定所が設置した受電用高圧区分開閉器の電源側接続点／需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した取引用計量装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。	需給場所である大分公共職業安定所の構内1号柱
2	別府公共職業安定所	大分県別府市青山町11-22	105	30	45	72,543	需給場所構内1号柱上に別府公共職業安定所が設置した受電用高圧区分開閉器の電源側接続点／需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した取引用計量装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。	需給場所である別府公共職業安定所の構内1号柱
3	中津公共職業安定所	大分県中津市大字中殿550-21	125	30	39	69,716	需給場所構内1号柱上に中津公共職業安定所が設置した受電用高圧区分開閉器の電源側接続点／需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した取引用計量装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。	需給場所である中津公共職業安定所の構内1号柱
4	日田公共職業安定所	大分県日田市淡窓1-43-1	80	取付なし	62	77,993	需給場所構内1号柱上に日田公共職業安定所が設置した受電用高圧区分開閉器の電源側接続点／需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した取引用計量装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。	需給場所である日田公共職業安定所の構内1号柱
5	佐伯労働総合庁舎 〔佐伯公共職業安定所・佐伯労働基準監督署〕	大分県佐伯市鶴谷町1-3-28	130	取付なし	81	115,650	需給場所構内1号柱上に佐伯公共職業安定所が設置した受電用高圧区分開閉器の電源側接続点／需給地点に同じ。ただし、計量地点に設置した取引用計量装置は、九州地区の一般電気事業者の所有とする。	需給場所である佐伯労働総合庁舎の構内1号柱
合計					※1 300	※2 451,587		

※1 最新の契約電力値により算出

※2 直近12か月の実績により算出

## 施設別月別予定使用電力量一覧表

	施設名称	月別予定使用電力量(kWh)											合計	内 夏季	
		4月	5月	6月	7月 (夏季)	8月 (夏季)	9月 (夏季)	10月	11月	12月	1月	2月			
1	大分労働局（大分公共職業安定所）	7,528	7,007	9,057	13,659	12,720	11,128	8,739	6,916	9,275	10,523	10,285	8,848	115,685	37,507
2	大分労働局（別府公共職業安定所）	4,473	4,270	5,564	8,396	8,090	7,022	5,213	4,423	6,029	6,850	6,475	5,738	72,543	23,508
3	大分労働局（中津公共職業安定所）	4,112	4,053	6,416	8,838	8,542	8,032	5,837	3,573	5,427	5,416	4,849	4,621	69,716	25,412
4	大分労働局（日田公共職業安定所）	3,834	3,923	5,663	9,475	8,347	7,453	5,214	4,207	7,616	8,220	7,705	6,336	77,993	25,275
5	大分労働局（佐伯労働総合庁舎） 〔佐伯公共職業安定所・佐伯労働基準監督署〕	5,690	4,538	8,655	13,699	13,456	13,283	8,552	5,564	10,276	11,410	11,547	8,980	115,650	40,438
合計		25,637	23,791	35,355	54,067	51,155	46,918	33,555	24,683	38,623	42,419	40,861	34,523	451,587	152,140